

介護支援専門員養成研修事業の実施について

平成10年6月19日

厚生省老人保健福祉局長、老発第438号

介護保険制度の導入に伴う要介護認定等に係る検討及び介護支援専門員の養成等に関しては、「平成9年度高齢者介護サービス体制整備支援事業の実施について」（老企第91号老人保健福祉局長通知）の別添「高齢者介護サービス体制整備支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）により行われているところである。

本要綱中介護支援専門員の実務研修の実施につい

〔別添1〕

ては別途通知することとされていたが、本年4月10日に「介護支援専門員に関する省令」（平成10年4月10日厚生省令第53号。以下「省令」という。）が公布されたことを受け、別添のとおり、「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」（別添1）、「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」（別添2）を定めたので通知する。

介護支援専門員実務研修事業実施要綱

1. 目的

介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した法人とする。

3. 対象者

別添2「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」に基づく試験に合格した者とする。

4. 介護支援専門員実務研修の実施方法

実施方法の詳細については、別途通知する。

5. 研修カリキュラム

研修内容等については、演習形式を主体としたものであり、その具体的内容は別途通知する。

6. 研修期限等

ア、原則として、研修受講試験終了後1年以内に5の内容の研修を受講することとする。ただし、地域の実情等により都道府県知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

イ、当分の間、研修受講試験合格者のうち居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業者に従事する予定の研修受講試験合格者から受講させることとする。

なお、多様な事業主体が参入できるよう公平に実施すること。

7. 修了証明書の交付等

- (1) 都道府県知事は、研修修了者に対し、別紙1の様式により修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。
- (2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

8. 研修の費用

本研修事業は、「高齢者介護サービス体制整備支援事業」の一環として実施するものであり、研修事業に要する経費については別に定めるところにより補助する。

ただし、本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

9. 実務研修事業者の指定

- (1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内にお

〔別紙1〕 - 略 -

〔別紙2〕

いて、公益法人等の非営利団体が実施主体となり、別紙2「介護支援専門員実務研修事業者の指定要件等」の要件を満たす研修事業を行う者について、介護支援専門員実務研修事業者として指定することができるものとする。

- (2) 都道府県知事は、指定に際して適正な審査を行うとともに、指定を受けた研修事業者を公表する。
- (3) 指定を受けた研修事業者は、研修修了者に対し、別紙3の様式に準じ修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するとともに、研修修了者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を速やかに都道府県知事に報告するものとする。
- (4) (3)の報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る研修修了者を7(2)の名簿に登載し、管理する。
- (5) 都道府県知事は、指定を受けた研修事業者が別紙2に定める要件を満たさないと認めるときは、当該指定を取り消すとともにその旨を公表するものとする。

介護支援専門員実務研修事業者の指定事件等

1. 事業者に関する要件

- (1) 当該都道府県で保健・医療・福祉に関連する事業を実施する公益法人等の非営利団体であること。
- (2) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保できること。
- (3) 業務の公正かつ中立的な実施が期待できること。
- (4) 研修の継続的な実施ができること。
- (5) 会計帳簿、決算書類が整備されており、適正な経理処理ができること。
- (6) 事業実施後において、研修修了者名簿の管理

等を継続的に行うこと。

2. 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成10年6月19日老発第438号老人保健福祉局長通知）の別添1「介護支援専門員実務研修事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修課程が、要綱に定める課程の内容に従ったものであること。
- (3) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を

定めること。

開講目的
研修事業の名称
実施場所
研修期間
研修課程
講師氏名
研修修了の認定方法
受講資格
受講手続き
受講料等

(4) 研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。

3. 指定申請手続き等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要な事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

申請法人の名称及び主たる事務所の所在地
研修事業の名称及び実施場所
事業開始予定年月日
研修課程
講義を行う講師の氏名、履歴、担当科目
前年度の決算書、事業実績報告、事業実施年度の事業計画書及び収支予算書
申請法人の資産状況

〔別紙3〕 一略 -

〔別添2〕

申請法人の定款、寄付行為その他規約

(2) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画書を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容を変更する場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)の、の事項を変更する場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止する場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取り消しを受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、都道府県の指導を受け適正に研修を実施すること。

4. その他留意すべき事項

(1) 本事業の指定を受けた者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(2) 本事業の指定を受けた者は、研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱

1. 目的

本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、介護サービス計画に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目

的とする。

2. 実施主体

介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した法人（以下「試験実施者」という。）とする。

この場合において、都道府県は、6の(3)及び(6)については自ら行うものとする。

3. 対象者

(1) 対象者

ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上の者とする。

ア、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間（ただし、言語聴覚士については、その資格を得る前に病院、診療所その他言語聴覚士法（平成9年法律第132号）附則第3条に規定する厚生省令で定める施設において同法第2条に規定する業務に適法に従事した期間を含み、精神保健福祉士については、その資格を得る前に病院、診療所その他精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）附則第2条に規定する厚生省令で定める施設において同法第2条に規定する相談援助の業務に従事した期間を含むものとする。）

イ、別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間

なお、別紙1中「主として」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものである。

ウ、別に定める介護等の業務に従事する者（別紙2）であって、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条1号から3号までのいずれかに該当するもの又は「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別添1「ホームヘルパー養成研修事

業実施要綱」の2級課程に相当する研修を修了したもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、当該介護等の業務に従事した期間

なお、別紙2中「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものである。

エ、別に定める介護等の業務に従事する者（別紙2）であって、社会福祉主事任用資格等に該当しないものが、当該介護等の業務に従事した期間

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれないこと。

4. 実務経験

(1) 実務経験の確認方法

ア、実務経験の確認方法については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書（別紙3）により確認を行うこととする。

なお、実務経験証明書は受験申込書に添えて提出することとし、見込証明となる者については、改めて実務経験証明書を提出させ確認すること。

また、この実務経験証明書が試験実施者が定める期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効とする。

イ、3の(1)のアの国家資格者等については免許等の写しを実務経験証明書に添付すること。

ウ、3の(1)のイの別紙1の3、4及び3の

(1)のウの別紙2の者については、社会福祉主事任用資格等の取得等が確認できる書鞍を実務経験証明書に添付すること。

エ、証明者と本人が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出させ、確認すること。

オ、ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。

カ、その他、既に廃止になっている施設、事業所等及び実務経験の時期が古く就業状況等に関する書類が当該事業所等に保管されていない場合等により実務経験の証明が不能の場合については、実務経験として算定しないこととする。

(2) 省令第1条第2項第1 - 4号の実務経験期間の算定について

ア、「第2号の期間」について

(ア) 試験実施要綱の別紙1の3又は4に掲げる相談援助業務の従事期間が「第2号の期間」となるための要件は、以下のうちのいずれかを満たすこととする。

社会福祉主事任用資格を取得したこと。

訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了したこと。

第1号に掲げる資格を取得したこと。

試験実施要綱の別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。

(イ) これらの要件は、試験日前日までに満たされていればよいものとする。例えば、3の(1)のイの別紙1の3、4の相談援助業務等に従事している際にこれらの条件を満たしている必要はなく、従事期間後であっても条件を満たせばよいものとする。

イ、「第3号の期間」及び「第4号の期間」について

(ア) 第3号柱書き中の「相談援助の業務を行

うために必要な知識及び技能を修得したものと認められるもの」とは、ア(ア)の～の要件のうちのいずれかを満たす者をいう。

(イ) これらの要件は、試験日前日までに満たされていればよいものとする。すなわち、第3号イ又はロに掲げる者が介護等の業務に従事した期間が、第3号の期間となるか、第4号の期間となるかは、試験受験時に要件が満たされているかどうかで決定されるものとする。

ウ、第1～4号の期間の通算について

(ア) 第3号イ又はロに掲げる者として介護等の業務に従事した期間は、ア(ア)の～の要件が、受験時に満たされていれは全て第3号の期間、満たされていなければ全て第4号の期間と整理されるため、第3号の期間と第4号の期間の両方を有するということはありえず、両期間の通算はありえない。

(イ) 第3号イ又はロに掲げる者として介護等の業務に従事した期間と、第1号又は第2号の期間（別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者としての期間単独の場合は、その期間が1年以上であることが必要）を併せ持つ場合は、ア(ア)の～の要件のうちのいずれかを満たすこととなるため、介護等の業務に従事した期間は第3号の期間ということとなる。したがって、第1号又は第2号の期間と第4号の期間の通算はあり得ないということとなる。

(3) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。

(4) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなすものとする。

5. 試験の受験地は、3の(1)のアからエの業務に従事している勤務地の属する都道府県とし、(1)の業務に従事している勤務地がない場合は住所地の属する都道府県とする。

なお、複数都道府県で受験を行うことはできないこととする。

6. 試験の実施方法等

都道府県及び都道府県知事が指定した法人が実施する試験事務内容については次のとおりである。詳細については、別紙4「都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程準則」によるものとする。

- (1) 試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
- (2) 受験申込書の受付、確認、受験票の送付等
- (3) 試験問題の保管・管理
- (4) 試験の実施
- (5) 答案の採点
- (6) 合否の決定
- (7) 合否の通知
- (8) その他試験について、1の目的を達成するために必要な事務

7. 試験回数

試験実施回数については、年1回以上実施すること。

8. 合格の取り消し

試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。

9. 試験の費用

受験申込者が納付する受験手数料は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

なお、都道府県の指定を受けた法人が試験を行う場合は、指定を受けた法人が、別紙5「介護支援専門員実務研修受講試験事業の指定要件等」に定める要件に従い、受験手数料を定めるものとする。

10. 試験事業者の指定

- (1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、別紙5に定める要件を満たして試験事業を行う公益法人等の非営利団体を介護支援専門員実務研修受講試験実施者として指定すること

ができる。

- (2) 都道府県知事は、指定に際して適切な審査を行うとともに、指定を受けた試験実施者を公報する。
- (3) 都道府県知事は、指定を受けた試験実施者が別紙5に定める要件を満たさないものと認めたときは、当該指定を取り消すとともに、その旨を公報するものとする。

〔別紙1〕

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 精神薄弱児施設、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く）及び重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項及び5項並びに第73条第1項に規定する児童指導員
- (2) 身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成5年3月31日付け社更第107号）第1に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカー
- (3) 身体障害者更生施設にあっては、「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第4号）第2章の第3、第4、第5又は第7に規定する生活指導員及び第2章の第6に規定するケース・ワーカー
- (4) 身体障害者療護施設にあっては、「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」第3章の第5に規定する生活指導員
- (5) 身体障害者福祉ホームにあっては、「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第5号）別紙（身体障害者福祉ホーム設置運営要綱）9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員
- (6) 身体障害者授産施設にあっては、「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」第4

- 章の第3又は第4に規定する生活指導員及び第5に規定する指導員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7に規定する指導員
- (7) 身体障害者福祉センターにあっては、「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」（昭和60年1月22日付け社更第6号）別紙（身体障害者福祉センター設置運営要綱）に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (8) 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (9) 福祉に関する事務所にあっては、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第14条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項及び第2項に規定する精神薄弱者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉事業法第14条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）
- (10) 精神薄弱者更生相談所にあっては、「精神薄弱者更生相談所の設置及び運営について」（昭和35年6月17日付け社発第380号）第1に規定するケース・ワーカー
- (11) 精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通勤寮にあっては、精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成2年厚生省令第57号）第11条第1項第4号、第21条第1項第4号及び第27条第1項第3号に規定する生活指導員
- (12) 精神薄弱者福祉ホームにあっては、精神薄弱者援護施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項に規定する管理人
- (13) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日付け社老第17号）別紙（軽費老人ホーム設置運営要綱）第2に規定する主任生活指導員又は生活指導員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活指導員、「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2に規定する相談・指導を行う職員又は第3に規定する相談・指導を行う職員並びに「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日付け社老第28号）別添3（老人短期入所運営事業実施要綱）1に規定する生活指導員、別添4（老人デイサービス運営事業実施要綱）1に規定する生活指導員、老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (14) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（昭和48年5月26日付け厚生省社第497号）に基づき配置された指導員
- (15) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている指導員
- (16) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員
- (17) 「隣保館の設置及び運営について」（平成9年9月9日付け厚生省発社援第198号）別紙（隣保館運営要綱）に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業の実施について」（平成9年9月9日付け社援地第81号）別添5（広域隣保活動事業実施要綱）に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員及び「地

域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別紙(地域改善対策対象地域における生活相談員設置運営要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員

- (18) 市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員

以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。

ア、「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成6年9月30日厚生省発社援第300号厚生事務次官通知)

イ、「地域福祉活動コーディネーター」(「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成3年9月20日社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日社援地第68号厚生省社会・援護局長通知)

ウ、「市区町村ボランティアセンターにおける相談員」(「福祉活動への参加の推進について」(平成6年7月11日社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」)

- (19) 心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー

- (20) 「精神薄弱者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(精神薄弱者福祉工場設置運営要綱)に基づく精神薄弱者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員

- (21) 財団法人労災ケアセンターが受託運営する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第23条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員

- (22) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を

行っている施設における児童指導員

- (23) 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務を行っている職員

- (24) 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務を行っている職員

- (25) 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員

- (26) 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務を行っている職員

- (27) 「精神薄弱者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(精神薄弱者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者地域生活援助事業」を行っている精神薄弱者グループホームにおいて相談援助業務を行っている職員

- (28) 「精神薄弱者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙(精神薄弱者生活支援事業実施要綱)に基づく「精神薄弱者生活支援事業」を行っている精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設(通所施設を除く。)において相談援助業務を行っている職員

- (29) 「在宅精神薄弱者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅精神薄弱者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅精神薄弱者デイサービス事業」を行っている在宅精神薄弱者デイサービスセンターにおいて相談援助業務を行っている職員

- (30) 「精神薄弱者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(精神薄弱者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「精神薄弱者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設において相談援助業務を行っている相談員
- (31) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設における生活指導員
- (32) 「在宅老人福祉対策車菜の実施及び推進について」別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)2に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センターにおける生活援助員
- (33) 「高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業の実施について」(平成2年8月27日付け老福第168号)別添(高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱)に基づく「高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業」を行っている高齢者世話付住宅における生活援助員
- (34) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (35) 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第4項に規定する老人保健施設において相談援助業務に従事している者
- (36) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センター及び地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員
- (37) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事している者
- (38) 「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (39) 「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助を行っている職員
- (40) 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日健医発第573号)別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設(地方公共団体が委託して実施する場合は、近隣の精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された施設)において相談援助を行っている職員
- (41) 「障害児(者)地域療育等支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第497号)別紙(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員
- (42) 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生大臣の指定を受けた国立療養所等にあつては、児童福祉施設最低基準第69条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員
2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者
- (1) 町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、精神薄弱者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
- (2) 保健所において公共医療事業に従事する者
3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であつて、社会福祉主事任用資格を有する者、又は訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程に相当する研修を修了した者
- (1) 医療機関において医療社会事業に従事する者(患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者)
- (2) 「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成6年6月23日建設省住建発第55号)に基づく「シニア住宅」において主として相談援助

を行っている職員

- (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当居宅サービスを行う事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
- (4) (3)のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係る業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを受験申込書に添付させることにより確認すること。

なお、イの場合にあっては、研修修了証書等研修の実施主体が発行した研修を修了したことを確認できる書類(以下「研修修了証書等」という。)の写しと研修カリキュラムの写しを添付させることにより確認すること。

ア、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程に相当する研修とは、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」という。)に基づく2級課程修了者であること。

なお、ホームヘルパー養成研修事業実施要綱という旧通知(平成3年6月27日通知)に基づく課程を修了した者については、旧通知のそれぞれの課程を修了しているものとみなされており、旧通知以前に現に訪問介護員(ホームヘルパー)として活動している者については、廃止前の「家庭奉仕員講習会推進事業の実施

について」に基づき、家庭奉仕員講習会を修了した者及び昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者については、既に1級課程を修了した者としてみなされているところであること。

イ、都道府県知事は、受験申込者から提出された研修カリキュラムにより次の(ア)及び(イ)を確認し、かつ、研修修了証書等により、受講の事実を確認した場合であること。

(ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限り、先

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

(イ) 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

「民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの」の取扱いについては、都道府県知事が、各サービスごとに事業主から提出された別添「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ること。

4. その他

- (1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、保護施設及び老人保健施設の施設長(社会福祉主任任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。)
- (2) 都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立

支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程」（平成元年5月20日厚生省告示第108号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）

社会福祉施設長認定講習会に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者を行い、当該研修修了証書の写しを受験申込書に添付させることにより、確認すること。

なお、イの場合にあつては、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付させることにより確認すること。

ア、「社会福祉施設の長の資格要件につい

て」（昭和53年2月20日社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を終了した者であること。

イ、都道府県知事は、受験申込者から提出された研修カリキュラムにより次の（ア）及び（イ）を確認し、かつ、研修の実施主体が発行した研修の修了を証明した書類により、受講の事実を確認した場合であること。

（ア）研修時間数は90時間以上であること。

（イ）研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれていること。

〔別添〕

確 認 証 明 書

在宅介護サービス

（○満たしている ×満たしていない）

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている。</p> <p>ア 管理責任者（兼務可）</p> <p>イ 訪問介護員等在宅介護の知識・技能を持つ者</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。</p> <p>ア 利用者及び家族に対するサービス内容の証明</p> <p>イ 作業手順</p> <p>ウ 利用者に異常があった場合の対応</p> <p>エ 実施したサービスの報告及び記録の保管</p> <p>5 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>6 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。</p> <p>7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別添〕

確 認 証 明 書

在宅入浴サービス

(○満たしている ×満たしていない)

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている。</p> <p>ア 管理責任者(兼務可)</p> <p>イ 入浴介護に直接従事する職員3名以上</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(設備類等に関する事項等)</p> <p>4 入浴に必要な設備及び材料を備えている。</p> <p>5 設備・器具類の消毒方法、管理方法を定めている。</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。</p> <p>ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明</p> <p>イ 作業手順</p> <p>ウ 利用者に異常が認められた場合の対応</p> <p>エ 実施したサービスの報告及び記録の保管</p> <p>7 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>8 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別添〕

確 認 証 明 書

福祉用具賃貸サービス

(○満たしている ×満たしていない)

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている。</p> <p>ア 管理責任者(兼務可)</p> <p>イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(設備類等に関する事項等)</p> <p>4 清潔で、消毒・補修済みの用具と未了のものが区分可能な保管施設を備えている。(保管業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託している場合は不要)</p> <p>5 用具の種類・材質等からみて適切な効果を有する消毒設備器材を備えている。(消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託してい</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>る場合は不要)</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。</p> <p>ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 搬入及び回収の方法 エ アフターサービスの方法 オ 実施したサービスの報告及び記録の保管</p> <p>7 医師等との連携が図れる体制が整っている。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別添〕 確 認 証 明 書

福祉用具販売サービス (○満たしている ×満たしていない)

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている。</p> <p>ア 管理責任者(兼務可) イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。</p> <p>ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品方法 エ アフターサービスの方法 オ 実施したサービスの報告及び記録の保管</p> <p>5 医師等との連携が図れる体制が整っている。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>6 事前に価格等について説明を行っている。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～6の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別添〕

確認証明書

短期入所生活介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている(併設施設職員の兼務可)。 ア 管理責任者 イ 医師(嘱託可) ウ 生活指導員 エ 看護婦(士)又は准看護婦(士) オ 介護福祉士又は介護員 カ 調理員(調理業務を委託する場合は、置かなくとも可)</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(設備類等に関する事項等)</p> <p>4 次の設備を設けている。(他施設の設備を利用でき、利用者の処遇に支障がない場合は兼用可) 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、看護・介護員室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室</p> <p>5 居室の基準は次のとおりとなっている。 ア 1室の定員は4人以下である。 イ 利用者1人当たりの床面積は、8㎡以上である。 ウ ナースコールが設置されている。</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明 イ 作業手順 ウ 利用者に異常があった場合の対応 エ 提供したサービスの記録の保管</p> <p>7 協力医療機関を確保し、また、主治医との連携を確保している。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>8 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。</p> <p>9 サービス内容に対応した料金体系を明示している。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～9の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別添〕

確 認 証 明 書

日帰り介護事業

(○満たしている ×満たしていない)

<p>(職員に関する事項)</p> <p>1 次の職員が配置されている。</p> <p>ア 管理責任者(兼務可)</p> <p>イ 生活指導員</p> <p>ウ 看護婦(士)又は准看護婦(士)</p> <p>エ 介護福祉士又は介護員</p> <p>2 職員に対する研修の機会が確保されている。</p> <p>3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。</p> <p>(サービス実施に関する事項)</p> <p>4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。</p> <p>ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明</p> <p>イ 作業手順</p> <p>ウ 利用者に異常があった場合の対応</p> <p>エ 提供したサービスの記録の保管</p> <p>5 嘱託医又は協力医療機関を確保し、また、主治医との連携を確保している。</p> <p>(契約等に関する事項)</p> <p>6 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。</p> <p>7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

〔別紙2〕

別に定める介護職員の介護等（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。

1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）の寮母
2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
3. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
4. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業及び精神薄弱者福祉法に規定する精神薄弱者居宅介護等事業の訪問介護員（ホームヘルパー）
5. 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業又は精神薄弱者福祉法に規定する精神薄弱者短期入所事業を行う施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
6. 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」（昭和63年2月12日社庶30号）の2の（3）のとおりであること。

7. 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養型病床群の病床により構成される病棟において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
8. 老人保健法に規定する看護強化病床により構成される病棟（7に定める病棟を除く。）又は当該看護強化病床を有する診療所（当該看護強化病床を有する病室に限る。）において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
9. 介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの

事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。

- ア、市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者
- イ、市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- ウ、生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
- エ、法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの
- オ、平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- カ、ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されて

いる団体についてはその旨の書類を実務
経験証明書に添付すること。

10. 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第24条第1項第3号に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
11. 財団法人労災ケアセンターが受託運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第23条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
12. 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護婦、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
13. 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
14. 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付け社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
15. 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
16. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
17. ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

〔ア、国立ハンセン病療養所にあつては介護員
とすること。〕

イ、ア以外のハンセン病療養所にあつては、
主たる業務が介護等の業務である者とする
こと。

18. 精神薄弱児施設及び肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く。）の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
19. 「精神薄弱者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け発児第67号）別添（精神薄弱者通所援護事業実施要綱）に基づく「精神薄弱者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
20. 児童福祉法第27条第2項に基づく厚生大臣の指定を受けた国立療養所等の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

〔児童福祉法第27条第2項に基づく厚生大臣
の指定を受けた国立療養所等の保母をいう。〕

〔別紙3〕 — 略 —

〔別紙4〕

都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程準則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第79条2項2号にいう介護支援専門員の実務研修受講試験の実施は、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」(平成10年6月19日老発第438号老人保健福祉局長通知)の別添2「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」により行われているところであるが、試験事務については、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するため、この介護支援専門員実務研修受講試験事務規程により、必要な事項を定める。

(試験事務の基本方針)

第2条 試験事務は、この試験事務規程により実施する。
2 試験事務は、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するものとする。
3 試験は、年1回以上実施する。

(試験実施予定日時等の広報)

第3条 都道府県知事又は都道府県知事の指定を受けた者は、試験実施予定日時、場所その他必要な事項をあらかじめ広報等を通じて公表する。

第2章 受験申込書の受付等

(受験申込書の受付)

第4条 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書(以下「受験申込書」という。)は、あらかじめ公表された提出期間内に提出されたものに限り、受け付けるものとする。

(確認等)

第5条 受験申込書は、都道府県知事が定めた

所定の事項を確認した後、受け付けるものとする。

2 前項の場合において、受験申込書又は添付書面に不備な点を認めるときは、補正させるものとし、補正の余地が無いとき又は受験資格を有していないと認めるときは、受理できない理由を付して、受験申込書及び添付書面並びに受験手数料を受験申込者に返還するものとする。この場合において、受験手数料の返還に要する実費は負担しない。

(受験票の送付)

第6条 受験申込書を受理したときは、受験票に受験番号その他必要な事項を記入し、速やかに受験申込者に送付するものとする。

(試験問題の運搬、保管)

第7条 試験問題の運搬、保管等は都道府県知事が定めるところにより、確実に秘密を保持することができる方法により行う。

第3章 試験の実施等

(試験会場における準備等)

第8条 試験を実施する場所(以下「試験会場」という。)において行う必要な準備は、試験の日の前日までに行うものとする。

(試験本部)

第9条 試験の実施に当たっては、都道府県に総括管理を行う試験総本部を設置するとともに、各試験会場ごとに試験本部を設置し、その試験会場における試験の実施を管理させる。

(試験監督員)

第10条 試験の実施に当たっては、試験会場の試験室ごとに主任試験監督員及び試験を

円滑に行うために必要な数の試験監督員を配置するものとする。

(試験本部の組織等)

第11条 前2条に定めるもののほか、試験本部の組織、主任試験監督員及び試験監督員の職務等について必要な事項は、別に都道府県知事が定める。

(試験問題の持ち帰り)

第12条 試験問題は持ち帰らせない。

第4章 合否の決定等

(答案の採点)

第13条 試験の採点は、確実な方法により行うこと。

(合格基準及び合否の決定)

第14条 試験の合否の決定は、別途厚生省が指示する合格基準に基づき、都道府県知事が決定する。

- 2 都道府県知事は、試験中に不正行為があった場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。

(帳簿への記載)

第15条 試験の合否を判定したときは、あらかじめ準備した受験者成績台帳に採点の結果及び合否を記録するものとする。

第5章 合否通知

(合否の通知)

第16条 試験受験者に対して合否の通知を行う。

第6章 受験手数料

(受験手数料の収納)

第17条 受験申込者が納付する受験手数料の収納方法は、別に都道府県知事及び都道府県知事の指定を受けた者が定めるところにより行う。

第7章 雑則

(秘密の保持)

第18条 試験事務を行う役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、試験問題、採点方法を漏らしてはならない。

(保存期間)

第19条 次の各号に掲げる帳簿又は書類の保存期間は、別に都道府県知事が定める。

- (1) 受験成績台帳
- (2) 受験申込書及び添付書類
- (3) 答案
- (4) その他の帳簿及び書類

(帳簿及び書類の保存方法等)

第20条 帳簿及び書類の保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。
2 帳簿及び書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(試験事務実施の細則)

第21条 この試験事務規程に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、都道府県知事及び都道府県知事の指定を受けた者が定める。

〔別紙5〕

介護支援専門員実務研修受講試験事業者の指定事件等

1. 事業実施者に関する要件

- (1) 当該都道府県で保健・医療・福祉に関連する事業を実施する公益法人等の非営利団体であること。
- (2) 事務処理体制が確保できること。
- (3) 業務の公正かつ中立的な実施が期待できること。
- (4) 試験の継続的な実施ができること。
- (5) 会計帳簿、決算書類が整備されており、適正な経理処理ができること。

2. 事業内容に関する要件

- (1) 実務研修受講試験事業が「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成10年6月19日老発第438号老人保健福祉局長通知）の別添2「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める内容に従い、毎年1回以上実施されること。
- (2) 試験事務等の内容が、要綱の別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験事務規程準則」に定める内容に従ったものであること。
- (3) 事務を行うに当たっては、特に守秘義務の遵守が明確にされていること。

3. 指定中話手続き等

- (1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要な事項を記載した指定中請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

申請法人の名称及び主たる事務所の所在地

試験事業の名称及び実施場所

試験予定年月日

前年度の決算書、事業実績報告、事業実施年度の事業計画書及び収支予算書

申請法人の資産状況

申請法人の定款、寄付行為その他規約

受験手数料に関すること

- (2) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都

道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

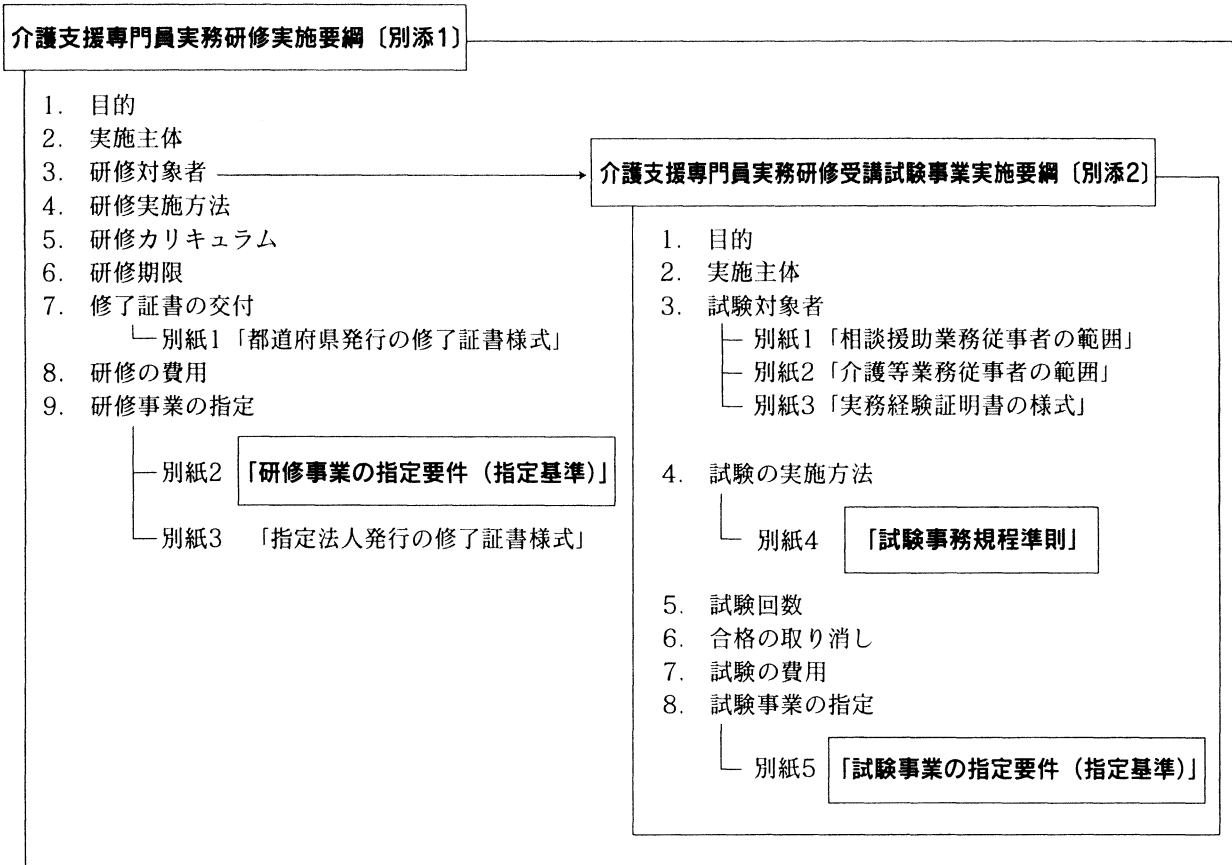
- (3) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容を変更する場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとする。
- (4) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止する場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取り消しを受けるものとする。
- (5) 本事業の指定を受けた者は、都道府県の指導を受け適正に試験を実施すること。

4. その他留意すべき事項

本事業の指定を受けた者は、事業運営上知り得た秘密及び実務研修受講試験受験者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

[参考1]

「介護支援専門員実務研修事業の実施について」(局長通知)の構成について



[参考2]

実務経験期間の算定の具体的事例

1 実務経験通算表

職種変更無	A	試験実施要綱3の対象者のうちB以外の場合を除く業務の実務経験が5年の場合 国家資格 (5年) 別紙1の1、2 (5年) 別紙1の3、4 (5年)	○ 該当する
	B	試験実施要綱3の別紙2の介護等の業務に従事し、主事資格等に該当しないものであって実務経験10年の場合 別紙2 (10年)	○ 該当する

職種変更有

主事資格等が必要な者又はBの従事者がAの従事者に変更した場合

C	試験実施要綱3の対象者のうち、従事期間中に国家資格取得	○ 該当する
	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1の3、4→国家資格 (5年 →5年) ・国家資格→別紙1の3、4 (5年 →5年) ・別紙2 →国家資格 (10年 →5年) 	

D	試験実施要綱3の対象者のうち、従事期間中に主事資格等取得	○ 該当する
	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1の3、4→別紙1の3、4 (5年 →5年) ・別紙2 →別紙1の3、4 (10年 →5年) 	

E	試験実施要綱3の別紙1の1、2にいう施設等に必置の相談援助職員に転職で相談援助職員を1年	○ 該当する
	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2 別紙1の1、2 (10年未満→5年未満) 	

F	試験実施要綱3の対象者のうち、国家資格以外の従事者が当該従事期間中に国家資格取得 (実施要綱3の国家資格に限る)	○ 該当する
	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1の1、2→国家資格 (5年→5年) 	

G	Aの業務従事者が他のA業務従事者に変更	○ 該当する
	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1の3、4→別紙1の1、2 (5年→5年) 別紙1の1、2→別紙1の1、2 (5年→5年) 	

H	試験実施要綱3の対象者以外の業務に従事していた者が試験実施要綱3の対象従事者に変更	× 該当せず
	<ul style="list-style-type: none"> 対象外→ 国家資格 (5年未満) 対象外→ 別紙1の1、2 (5年未満) 対象外→ 別紙1の3、4 (5年未満) 対象外→ 別紙2 (5年未満) 	

2 1 の具体例

Aの場合の事例

医師免許取得 ● ————— 医 業 ————— →試験	5年	○
薬剤師免許取得 ● ————— 薬剤師法に基づく薬剤師業務 ————— →試験	5年	○
薬剤師免許取得 ● ————— 製薬会社での研究部門業務のみ ————— →試験	5年	×
社会福祉士登録 ● ————— 特養生活指導員 ————— →試験	5年	○
ヘルパー研修2級 ● ————— 訪問介護員 (ホームヘルパー) ————— →試験	5年	○
保 健 婦 ● ————— 対人援助に従事せず専ら事務業務 ————— →試験	5年	×
保 健 婦 ● ————— 保健指導 ————— →試験	5年	○

Bの場合の事例

特養就職 ————— 寮母 (無資格) ————— 試験	10年	○
A特養就職 ————— 退職 寮母 (8年・無資格) ————— B特養就職 ————— 通算10年 寮母 (2年・無資格) 試験		○

Cの場合の事例

特養就職 ————— 寮母 (3年・無資格) ————— 介護福祉士登録 ● ————— (2年) ————— →試験	5年	○
特養等の施設で介護業務 (無資格) ————— 対象国家資格 ● ————— 4年 ————— →試験	5年	○
医療機関のMSW (無資格) ————— 対象国家資格 ● ————— 4年 ————— →試験	5年	○
看護婦免許取得 ● ————— 看護業務 (1年) ————— 医療機関MSW (4年) ————— →試験	5年	○

<p>A特養就職 寮母（無資格・8年）</p> <p>退職 ●</p> <p>薬剤師</p> <p>この時点で受験資格が発生</p>	○
------------------------------------------------------------------------	---

Dの場合の事例

<p>ヘルパー研修3級 ●</p> <p>訪問介護員（ホームヘルパー）</p> <p>ヘルパー研修2級 ●</p> <p>4年</p> <p>5年 →試験</p>	○
<p>一般病院就職</p> <p>MSW</p> <p>社会福祉主事任用資格 ●</p> <p>5年 →試験</p>	○
<p>特養等の施設で介護業務</p> <p>ヘルパー2級 ●</p> <p>4年</p> <p>5年 →試験</p>	○
<p>特養就職 退職</p> <p>寮母（無資格・2年）</p> <p>ヘルパー2級 ●</p> <p>医療機関MSW（3年）</p> <p>通算5年 →試験</p>	○
<p>特養就職 退職</p> <p>寮母（無資格・8年）</p> <p>ヘルパー2級 ●</p> <p>ヘルパー</p> <p>この時点で受験資格が発生</p>	○

Eの場合の事例

<p>A特養就職</p> <p>寮母（無資格）（8年）</p> <p>特養生活指導員に配置換え ●</p> <p>（1年）</p> <p>この時点で受験資格が発生</p>	○
<p>医療機関MSW（無資格・6年）</p> <p>老健の相談指導員に配置換え ●</p> <p>（1年）</p> <p>この時点で受験資格が発生</p>	○

Fの場合の事例

<p>A特養就職</p> <p>生活指導員（3年）</p> <p>社会福祉士 ●</p> <p>（2年）</p> <p>5年 →試験</p> <p>（国家資格の取得の有無に関わらず、5年で受験可能）</p>	○
<p>A特養就職</p> <p>生活指導員（3年）</p> <p>退職 ●</p> <p>通算5年</p> <p>薬剤師（2年） →試験</p>	○

Gの場合の事例

<p>A特養就職 ●</p> <p>寮母（ヘルパー2級）（3年）</p> <p>指導員（2年） ●</p> <p>5年 →試験</p>	○
<p>A特養就職</p> <p>生活指導員（3年）</p> <p>身障療護 ●</p> <p>生活指導員（2年）</p> <p>5年 →試験</p>	○

Hの場合の事例

<p>児童相談所就職 ×相談員×××××××××× (児童相談所の相談員は 実務経験期間にカウントせず)</p> <p style="text-align: right;">●</p> <p style="text-align: right;"> ○○ →試験 4年 5年 (あと4年で受験資格有)</p>	×
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

3 厚生省令で実務経験の期間について経過措置が講じられている資格の場合

(1)平成12年度以前

<p style="text-align: right;">言語聴覚士 5年</p> <p>●</p> <p>病院等のST →試験</p>	○
-----------------------------------------------------------------------	---

(2)平成12年4月1日から平成17年3月31日まで

<p style="text-align: right;">言語聴覚士</p> <p>●</p> <p>病院等のST →試験</p> <p>← 資格取得前の期間も含む (5年まで)</p>	○
------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(3)平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

<p style="text-align: right;">言語聴覚士 5年</p> <p>●</p> <p>病院等のST →試験</p> <p>(1年) ← 資格取得前の期間も含む (4年まで)</p>	○
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(4)平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

<p style="text-align: right;">言語聴覚士 5年</p> <p>●</p> <p>病院等のST →試験</p> <p>(2年) ← 資格取得前の期間も含む (3年まで)</p>	○
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---